$1 \sim 3$ 略

- 2. 中心市街地の位置及び区域
- 3. 中心市街地の活性化の目標
- の整備改善のための事業に関する事項

変 更 後

- $[1] \sim [2]$ (1) 略
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

	5 / J J PLINE	C C DAN O IC IA MAIL ICINCE / O T	//~	
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する	措置の内容及び	
	, ,,, <u> </u>	ための位置付け及び必要性	実施時期	の事項
●事業名	(略)	(略)	(略)	
56:藤ノ木さんかく広場デ ザイン舗装事業				
(略)				
●事業名	<u>川西市</u>	JR 川西池田駅から阪急川西能	<u>●支援措置</u>	
61:JR川西池田駅-阪急川		勢口駅を結ぶ連絡橋の屋根を新	<u>中心市街地再</u>	
西能勢口駅連絡橋屋根更		しく更新することで、歩行者の	活性化特別対	
新工事		快適な通行と安全性を向上さ	<u>策事業</u>	
		せ、中心市街地全体の回遊性向		
●事業内容		上を図る。	●支援期間	
JR川西池田駅から阪急川		<u>中心市街地の回遊性を高める</u>	<u>令和5年度~</u>	
西能勢口駅を結ぶ連絡橋		本事業は、『恒常的なにぎわい		
の屋根を更新する。		が生まれる持続可能なまちを創		
		造する』、『魅力ある場所や、		
<u>●実施時期</u>		活躍する人が生まれるまちを創		
令和5年度∼		造する』を目標とする中心市街		
		地の活性化に寄与する事業であ		
		「 <u>る。</u>		

- (2) ②~ (4) 略
- 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
- [1]~[2]略
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他
尹未行、四谷及い天旭时朔	天 ル 土 仲	ための位置付け及び必要性	及び実施時期	の事項
●事業名	(略)	(略)	(略)	
7:川西北幼稚園・川西北保 育所の一体化施設整備				
(略)				
●事業名	川西市	少子化や核家族化の進行など	●支援措置	

 $1 \sim 3$ 略

- 2. 中心市街地の位置及び区域
- 3. 中心市街地の活性化の目標
- 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地 の整備改善のための事業に関する事項

変 更 前

- [1]~[2] (1) 略
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

 O HO /C C /C 10 / O / C / C / C / C / C / C / C / C / C	_ / / // // _		/14	
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する	措置の内容及び	その他
ず未石、N1台及U'天旭时朔	大 旭土件	ための位置付け及び必要性	実施時期	の事項
●事業名	(略)	(略)	(略)	
56:藤ノ木さんかく広場デ ザイン舗装事業				
(略)				
新規追加				

- (2)②~(4)略
- 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
- [1]~[2]略
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
●事業名	(略)	(略)	(略)	
7:川西北幼稚園・川西北保 育所の一体化施設整備 (略)				
●事業名	川西市	少子化や核家族化の進行など	●支援措置	

8: <u>こども若者相談セン</u>	<u>9</u>	による子育て中の親の孤独化や	子ども・子育
<u>ーの運営</u>		不安感を緩和し、子どもの健や	て支援交
●事業内容		かな成長を促進するための事業	付金
地域子育て支援拠点の	重	として位置付けており、子育て	●実施時期
営や相談事業、支援の必	要	中の親子が気軽に集い、不安や	平成 27 年度~
な家庭へのサポート等、	壬	悩みを相談できる場を提供する	
娠・出産・子育て期の支	爰	こと等により、暮らしやすい中	
を行う。		心市街地を創造する。	
●実施時期		中心市街地において魅力的な	
平成 30 年度~		場の提供を行う本事業は、『恒	
		常的なにぎわいが生まれる持続	
		可能なまちを創造する』、『魅	
		力ある場所や、活躍する人が生	
		まれるまちを創造する』を目標	
		とする中心市街地の活性化に必	
		要な事業である。	

(4) 略

6. 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]~[2]略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

東光久 内穴及び字坛味即	字坛之体	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他
事業名、内容及び実施時期	実施主体	ための位置付け及び必要性	及び実施時期	の事項
●事業名	(略)	(略)	(略)	
21:コワーキングスペース 運営支援事業				
●事業名	川西市、新	中心市街地において、「歩く	●支援措置	
● 事未石 22:かわにし健幸マイレー ジ事業		こと」で健康になることを目的	地方創生推進 交付金	
●事業内容	長生郡白子	施することで、回遊性を創出す	●実施時期	
民間事業者や他市町と協力し、歩くことで健康にな	町、民間事 業者	る。また、中心市街地内で実施するソフト事業と連携した取り	平成 30 年度~ 令和 4 年度	
ることを目的とした健幸 マイレージ事業を実施す		組みを検討することにより、さ らなるにぎわいを創出する。		
る。歩く仕掛けとして、市 内協力店で使用できる商		中心市街地への来街者を増やし、にぎわいを創出する本事業		
品券を導入する。		は、『恒常的なにぎわいが生まれて特殊可能なまれたのです。		
●実施時期 平成 26 年度~ <u>令和 4 年度</u>		れる持続可能なまちを創造する。 、 『魅力ある場所や、活躍		
		する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の		
		活性化に必要な事業である。		

8: こども・若者ステーシ	による子育て中の親の孤独化や	子ども・子育	
<u>ョンの運営</u>	不安感を緩和し、子どもの健や	て支援交	
●事業内容	かな成長を促進するための事業	付 金	
地域子育て支援拠点の運	として位置付けており、子育て	●実施時期	
営や相談事業、支援の必要	中の親子が気軽に集い、不安や	平成 27 年度~	
な家庭へのサポート等、妊	悩みを相談できる場を提供する		
娠・出産・子育て期の支援	こと等により、暮らしやすい中		
を行う。	心市街地を創造する。		
●実施時期	中心市街地において魅力的な		
平成 30 年度~	場の提供を行う本事業は、『恒		
	常的なにぎわいが生まれる持続		
	可能なまちを創造する』、『魅		
	力ある場所や、活躍する人が生		
	まれるまちを創造する』を目標		
	とする中心市街地の活性化に必		
	要な事業である。		

(4) 略

6. 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]~[2]略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

東光々 内容及び字按時期	字坛之丛	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他
事業名、内容及び実施時期	実施主体	ための位置付け及び必要性	及び実施時期	の事項
●事業名	(略)	(略)	(略)	
21:コワーキングスペース				
運営支援事業				
(略)				
●事業名	川西市、新	中心市街地において、「歩く	●支援措置	
22:かわにし健幸マイレー	潟県見附	こと」で健康になることを目的	地方創生推進	
ジ事業	市、千葉県	とした健幸マイレージ事業を実	交付金	
●事業内容	長生郡白子	施することで、回遊性を創出す	●実施時期	
民間事業者や他市町と協	町、民間事	る。また、中心市街地内で実施	平成 30 年度~	
力し、歩くことで健康にな	業者	するソフト事業と連携した取り	令和4年度	
ることを目的とした健幸		組みを検討することにより、さ		
マイレージ事業を実施す		らなるにぎわいを創出する。		
る。歩く仕掛けとして、市		中心市街地への来街者を増や		
内協力店で使用できる商		し、にぎわいを創出する本事業		
品券を導入する。		は、『恒常的なにぎわいが生ま		
●実施時期		れる持続可能なまちを創造す		
平成 26 年度~		る』、『魅力ある場所や、活躍		
		する人が生まれるまちを創造す		
		る』を目標とする中心市街地の		
		活性化に必要な事業である。		

(4) 国の支援措置がないその他の事業

(I	/ 国の人版旧画/ なく このに				
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他の事項
	●事業名	(略)	(略)	(略)	
	12:川西能勢口駅東地区再				
	生事業 (再掲)				
	(略)				
	●事業名	川西市	自己の充実や生きがいの創出		
	34:生涯学習短期大学レフ		を図るための生涯学習の支援事		
	ネック運営事業及び高齢		業を実施し、アステ市民プラザ		
	者大学りんどう学園開設		への来館を促進することで、に		
	事業		ぎわいを創出する。		
	●事業内容		中心市街地への来街者を増や		
	生涯学習の支援事業とし		す本事業は、『恒常的なにぎわ		
	て、レフネックは市内在		いが生まれる持続可能なまちを		
	住・在勤者を対象に、りん		創造する』、『魅力ある場所や、		
	どう学園は市内在住の60		活躍する人が生まれるまちを創		
	歳以上を対象にそれぞれ2		造する』を目標とする中心市街		
	年間の学習の場を提供し		地の活性化に必要な事業であ		
	ている		る。		
	●実施時期				
	レフネックは平成6年度				
	~ <u>令和 4 年度</u> 、りんどう学				
	園は昭和 59 年度~ <u>令和 4</u>				
	<u>年度</u>				

8. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

(別紙の通り)

- 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- [1] 市町村の推進体制の整備等

①略

②川西市中心市街地活性化基本計画策定連絡会議の設置

川西市中心市街地活性化推進に関する庁内連絡会議委員名簿

役職	所属
会長	市民環境部長
副会長	市民環境部副部長
委員	<u>企画財政部</u> 副部長
委員	福祉部副部長
委員	都市政策部副部長

(4) 国の支援措置がないその他の事業

4) 国の文版用画がないでのに	5 V F /			
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他の事項
●事業名	(略)	(略)	(略)	
12:川西能勢口駅東地区再 生事業(再掲)				
(略)				
●事業名	川西市	自己の充実や生きがいの創出		
34: 生涯学習短期大学レフ		を図るための生涯学習の支援事		
ネック運営事業及び高齢		業を実施し、アステ市民プラザ		
者大学りんどう学園開設		への来館を促進することで、に		
事業		ぎわいを創出する。		
●事業内容		中心市街地への来街者を増や		
生涯学習の支援事業とし		す本事業は、『恒常的なにぎわ		
て、レフネックは市内在		いが生まれる持続可能なまちを		
住・在勤者を対象に、りん		創造する』、『魅力ある場所や、		
どう学園は市内在住の60		活躍する人が生まれるまちを創		
歳以上を対象にそれぞれ2		造する』を目標とする中心市街		
年間の学習の場を提供し		地の活性化に必要な事業であ		
ている		る。		
●実施時期				
レフネックは平成6年度				
~、りんどう学園は昭和				
59 年度~				

8. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

(別紙の通り)

- 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- [1] 市町村の推進体制の整備等

①略

②川西市中心市街地活性化基本計画策定連絡会議の設置

川西市中心市街地活性化推進に関する庁内連絡会議委員名簿

役職	所属
会長	市民環境部長
副会長	市民環境部副部長
委員	<u>総合政策部</u> 副部長
委員	福祉部副部長
委員	都市政策部副部長

委員	土木部副部長
委員	教育推進部副部長
委員	こども未来部副部長

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

①略

②構成員及び開催状況

(i) 構成員

	区分	団体名	役職	法令根拠	
1	経済活力の向上	川西市商工会	会長	法第15条第1項第2号	
2	同上	川西市	副会長	法第15条第4項第3号	
3	(略)	(略)	(略)	(略)	
5	経済活力の向上	<u>(一財) 川西市まちづく</u> り公社		<u>法第15条第1項第2号</u> 旦	
6	(略)	(略)	(略)	(略)	

(ii) 開催状況

開催年月日	会議名・議題等
(略)	(略)
令和 4 年 12 月 16 日	・川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について
<u>令和5年4月26日</u>	<u>第 37 回協議会</u>
	・令和4年度事業報告及び会計決算報告について
	・令和5年度事業計画(案)及び会計予算(案)について
	・協議会規約改定(案)について
	・協議会構成委員の見直し(案)について
	<u>・役員改選について</u>

(iii) 法第15条各項の規定に適合していること

(略)

・第1項第2号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「川西市商工会」を組織の構成員としています。

(略)

(iv) 略

[3] 略

委員	土木部副部長	
委員	教育推進部副部長	l
委員	こども未来部副部長	

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

①略

②構成員及び開催状況

(i) 構成員

٠.						
		区分	団体名	役職	法令根拠	
	1	経済活力の向上	川西市商工会	会長	法第15条第1項第2号	
					1	
	2	同上	(一財) 川西市まちづく	副会長	法第15条第1項第2号	
			<u>り公社</u>		<u> </u>	
	3	(略)	(略)	(略)	(略)	
	_	経済活力の向上	川西市		法第15条第4項第3号	
	5					
	6	(略)	(略)	(略)	(略)	
Į						

(ii) 開催状況

題等
一画の一部変更について

(iii) 法第15条各項の規定に適合していること

(略)

・第1項第2号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「川西市商工会」、「一般財団法人川西市まちづくり公社」を組織の構成員としています。

(略)

(iv) 略

[3] 略

- 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
- [1]~[2]略
- [3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等
- ①公共施設の有効活用

分類	中心市街地内立地施設
(略)	(略)
福祉施設、医療施設	保健センター、予防歯科センター(キセラ川西プラザ内)、 ふれあい歯科診療所(キセラ川西プラザ内)、 <u>こども若者相</u> <u>談センター</u> (キセラ川西プラザ内)
(略)	(略)

[4] 都市機能の集積のための事業等

◆都市機能集積に係わる事業

番号		都市機能集積に係わる事業	概要
(略)		(略)	(略)
都市福利施設	6	(仮称) 市立総合医療センター キセラ川西センター整備事業	市北部から市立川西病院を移設し、キセラ川西地区の都市機能 を増進。
を整備する事	7	川西北幼稚園・川西北保育所の 一体化施設整備	川西北幼稚園・川西北保育所の一体化した、幼保連携型認定こ ども園を整備。
業	8	<u>こども若者相談センター運営</u> <u>事業</u>	地域子育て支援拠点の運営や相談事業、支援の必要な家庭への サポート等、妊娠・出産・子育て期の支援を行う。
	9	民間保育施設整備補助事業	待機児童の解消に向けて、民間保育施設整備に係る経費に対し て補助を実施し、住みやすいまちづくりをめざす。
(略) (略)		(略)	(略)

11~12. 略

- 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
- [1]~[2]略
- [3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等
- ①公共施設の有効活用

分類	中心市街地内立地施設
(略)	(略)
福祉施設、医療施設	保健センター、予防歯科センター(キセラ川西プラザ内)、 ふれあい歯科診療所(キセラ川西プラザ内)、 <u>こども・若者</u> ステーション (キセラ川西プラザ内)
(略)	(略)

[4] 都市機能の集積のための事業等

◆都市機能集積に係わる事業

番号		都市機能集積に係わる事業	概要
(略)		(略)	(略)
都市福利施設	6	(仮称)市立総合医療センター キセラ川西センター整備事業	市北部から市立川西病院を移設し、キセラ川西地区の都市機能を増進。
を整備する事	7	川西北幼稚園・川西北保育所の 一体化施設整備	川西北幼稚園・川西北保育所の一体化した、幼保連携型認定こ ども園を整備。
業	8	<u>こども・若者ステーション運営</u> <u>事業</u>	地域子育て支援拠点の運営や相談事業、支援の必要な家庭への サポート等、妊娠・出産・子育て期の支援を行う。
	9	民間保育施設整備補助事業	待機児童の解消に向けて、民間保育施設整備に係る経費に対し て補助を実施し、住みやすいまちづくりをめざす。
(略)		(略)	(略)

11~12. 略